

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターに関する質問書

宛先：焼津市健康福祉部地域福祉課

ファックス：054-626-2189

e-mail：fukushi@city.yaizu.lg.jp

団体名	所在地	担当者役職、氏名、電話番号
特定非営利活動法人 精神保健福祉 焼津心愛会	焼津市宗高 950-1	大井川心愛施設長 054-662-0076
(注1) 質問に対する回答は、市ホームページへの掲載により回答及び公開をします。 (注2) 受付期間 令和2年8月3日(月)～8月11日(火) (注3) ファックス又はe-mailにより送付してください。		
質問内容		
1 管理運営仕様書に記載された第2章業務内容 7 その他の留意事項(2)経費について②費用負担の取扱いについて質問です。 ・現行の施設にかかる修繕、器具、備品の更新、修繕が発生した場合、指定管理者の負担額は1件5万円未満です。今回の申請から1件10万円未満と増額した理由をお聞かせください。		
(回答) 原則、指定管理者が行う業務の中で、修繕の対応が完結するように金額を設定しております。過去の修繕の実績において、1回あたり5万円以内で概ねおさまっており、かつ、年間の修繕費が10万円未満で執行できていることから、負担額の金額を変更させていただきました。		
2 申請要項に記載された8申請の手続(1)申請書類 ウ申請する法人等に関する書類(㊦)諸規程類(就業規則、給与規定)について質問です。 ・現在、当法人における施設運営は、焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターのみとなっております。今回の申請において給与の改定を行いたいと考えております。指定管理の指定をいただいた場合、非常勤職員就業規則、給与規程の改定を令和3年4月1日付けにて施行する方向であります。指定が確定していない今、提出できる書類は現行のものとなりますがよろしいでしょうか。		
(回答) 提出書類は現行のものでかまいません。なお、給与規程を令和3年4月1日付けで改定する旨及び可能な範囲で詳細を、「提案書6」に記載いただくようお願いいたします。		